

神戸市会議員 (須磨区) せいいち

むらの誠

42才
当選4回



「人は人の為に尽すを以って本分とすべし」

曾祖父 村野山人 (神戸村野工業高等学校創立者)

の遺志を継ぎ政治家を志す

自民党

所属会派 自由民主党神戸市議員団

所属委員会 福祉環境委員会

大都市行財政制度に関する特別委員会

その他 神戸市監査委員

経歴

- 神戸市須磨区に生れる
- 須磨浦小学校 ⊕・神戸市立高倉中学校 ⊕
- とび職として働きながら大学入学資格検定取得
- 芦屋大学(教育学部) ⊕
- 兵庫県議会議員 秘書・衆議院議員 秘書
- 平成15年 神戸市会議員選挙 初当選(29歳)
- 総務財政委員長・港湾交通委員長
- 外郭団体に関する特別委員会 委員長
- 自由民主党神戸市議員団 幹事長・政調会長 等
- 神戸鹿兒島県人会連合会 顧問・神戸亀津会 会員
- 神戸市バドミントン協会 顧問
- 兵庫県サイクリング協会 副会長 など

体罰事案へは厳しく対処すべき!

質 むらの議員 本会議 一般質問 (平成27年10月27日)

第2回定例市会6月議会において、市長専決処分の報告議案があった。内容は、市立高校において、教員から体罰を受け、医師によりストレス関連障害と診断され、不登校となった被害生徒側が神戸市に対して損害賠償を請求し、本市が裁判所の勧告を受け入れ、450万円を被害生徒側に支払い、和解が成立したという事案である。和解の報告議案については、6月議会において承認しているが、体罰を行った教員の処分等については、違和感がある。この事案では、和解金は体罰を行った教員ではなく、市民の税金から支払われ、処分についても、懲戒処分ではなく、文書訓戒と非常に軽いもので、これでは市民の理解は到底得られない。先日神戸市は、懲戒処分の指針を見直し、わいせつ行為に対して厳罰化を図ったところであるが、今後は、違法行為である教員の体罰についても、懲戒処分の対象とし、国賠法による求償権も行使すべきと考えるかどうか。また、市民の税金から支払われる賠償金や和解金については、金額の根拠を明確にし、市民に対する説明責任を果たしていくべきと考えるが、見解を伺いたい。

答 雪村教育長

児童生徒に対する体罰は、学校教育法第11条において禁止された行為であり、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与えるとともに、教職員・学校への信頼も大きく失わせる行為である。本市教育委員会・学校においては、体罰の防止のため徹底した指導・啓発に取り組むことで、学校現場の教員の意識は確実に高まっているとは考えているが、残念ながら体罰の根絶には至っていない状況にある。まず、体罰については、文部科学省の体罰にかかる実態調査(H24年度)を契機に、平成25年7月より加害教職員に対する厳しい処分や管理監督責任を厳しく問うなど懲戒処分の強化を行ってきたところである。教職員の非違行為に対する処分については、厳しく取り組んでいるところであり、体罰についても非違行為であることから、懲戒処分を基本として厳しく対処してまいりたい。次に、求償権の行使については、国家賠償法第1条第2項において、「公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する」旨規定されている。本市はこれまで、体罰に関して求償権を行使した事例

はないが、教職員等の体罰は一般的には故意による行為とされ体罰に起因して生じた損害を公共団体が賠償した場合には、公共団体は当該教諭に対して求償権があると考えられる。

また、求償権の行使に際しては、事案の内容・性質によって体罰に至った経緯や目的等の事情も考慮する必要はあるが、まずは求償権を行使すべきであることを念頭に置きながら、同法の趣旨に則して対応したいと考えている。

和解の根拠等の説明責任については、一般的に和解協議は、裁判所と原告・被告とが一緒に協議する形式ではなく、原告・被告と裁判所が個別に協議する形式が進められることが多く、また、判決のように金額の根拠や内訳が示されることがないケースも多い。このような事情はあるものの、市が損害賠償するなど和解する場合には、和解にかかる経緯や根拠などをできる限り明確にし丁寧に説明したい。

ご指摘の懲戒処分や求償権の行使、和解にかかる説明責任について厳正に対応する必要があると考えており、教育委員会としては、引き続き学校長や全教職員に向けた指導や啓発を徹底し体罰の根絶に向けた意識を高めてまいりたい。

(議事録要約抜粋)

教職員の体罰厳罰化へ

市教委、原則懲戒処分

神戸市教育委員会は、教職員の体罰に厳罰化の姿勢で臨む。2013年度は、体罰で処分された教職員のうち9割近くが懲戒処分を免れている。「ここ数年で体罰は暴力という認識が浸透した」と判断、原則懲戒処分に踏み切る方針だ。

市教委の懲戒処分指針では、体罰は常習性や悪質性などによって判断するが、戒告以上の懲戒処分を基本とする。しかし実際には、

訓戒や厳重注意など懲戒処分を下回るケースも多い。

大阪市立高校の生徒が部活動の顧問から体罰を受けた後に自殺した問題を受け、文部科学省は12年度中の体罰を対象に全国の実態を調査。神戸市では調査などを踏まえ、13年度に77人を処分したが、懲戒処分は11人だった。

「当時はけがの有無などを参考にしていたが、現時点なら懲戒処分に相当するケースもある」と市教委。先月の市議会一般質問では、村野誠一市議(自民)の質問に雪村新之助教育長が「懲戒処分を基本に厳しく対処する」と強調した。

体罰による処分は14年度で懲戒処分(戒告)1人、口頭訓戒1人の計2人。担当者は「体罰は許されないと認識が浸透し、発生は減っているが、体罰があれば、厳格に処分していきたい」としている。(組野大樹)

県・市営住宅の二重行政について

質 むらの議員 本会議 一般質問 (平成27年10月27日)

市内には県営住宅と市営住宅が併存しており、市域内の県・市トータルの公営住宅総数は政令市中、上から3番目である。現在本市単独で市営住宅マネジメント計画を進めているが、県営住宅と市営住宅が隣接している住宅もあり、本来は市域内の公営住宅をあわせてマネジメントすべきである。総量を含むトータル管理を行うことで、統廃合による民間への土地の売却や種地の活用が可能になり、地域の活性化にも資すると考えられる。また一体的管理により県民にも市民にも選択の幅が広がる。市長は、県と市の役割分担、二重行政について、就任以来積極的に取り組まれているが、市域内の県・市公営住宅についてどのように考えているのか。

答 鳥居副市長

市内には現在約5万2千戸の市営住宅と約1万5千戸の県営住宅が整備されている。県・市とも公営住宅の量的充足は図られており、それぞれ住宅ストックを適切に維持管理しつつ、その再編と有効活用のため、マネジメント計画を進めているところである。

公営住宅事業を一つの事業主体で行うことは、市民にとって公営住宅の申込方法等がわかりやすくなるとともに、建替え・改修など住宅のマネジメントにとってメリットがあることは認識している。

大阪市では平成27年8月より府営住宅が移管され、一元管理を行っている。新潟市でも平成28年4月より、同様の取り組みがなされる予定である。京都市では移管ではないが、平成27年9月より相互に窓口で申し込み相談を受けるなどの取り組みを進めていると聞いている。

効率的な行政経営は重要な課題であり、県と市の様々な分野の事務の役割分担を整理する中で、まずは県と課題の整理について話をさせていただき、将来的な公営住宅の一元管理の可能性についても検討してまいりたい。 (議事録要約抜粋)

神戸市監査委員として実地監査



垂水漁港の地盤改良工事現場(液状化対策)



三宮南地区の浸水を防ぐ為の中突堤ポンプ場



政務活動費不正流用問題

政務活動費不正流用発覚後、自民党神戸は会派名を変更して活動しておりましたが、昨年12月1日に解散し、所属議員は無所属となりました。

また、今年の1月28日に神戸市会からの告発状を兵庫県警が受理し捜査が始まっております。

私、むらの誠一が所属する自由民主党神戸市会議員団としましては速やかに真相が究明されることを強く望んでおります。



政活費不正流用「自民党神戸」名称変更の末、解散

政務活動費の不正流用が問題となっている神戸市議会の会派「自民党神戸」から10月に名称を変更した「自民党創生会」が1日、会派を解散する届け出を議長に提出し了承された。所属していた岡島亮介、松本周二の両市議は無所属となる。議長を務めていた岡島市団長を務めていた岡島市議は取材に対し、「将来的な方向性に違いがあり、いったん会派を解散することにした」と説明。市議会から返還を求められている政務活動費の不正流用分については「社会的な責任は果たす」と、引き続き返還に努力するとしている。

自民党神戸は今春の市議選までは12人が所属。選挙後一部が別の自民系会派に合流し、所属議員が2人になっていた。10月21日に「新たな出発を図る」として会派名を変更したばかりだった。

2015年12月2日 朝日新聞 朝刊 (井井和之)

「自民党神戸」市議会の告発状受理へ

神戸市議会の会派「自民党神戸」(改称後に解散)による政務活動費(政活費)の不正流用問題で、兵庫県警は28日午前、市議会が容疑者不詳のまま詐欺、虚偽公文書作成・同行使容疑で提出していた告発状を受理した。近く捜査に乗り出す。同問題では、政活費が所属議員らに市議選の「陣中見舞い」として配られ、飲食費などに使われた疑惑もあり、県警は実態解明を進める。

市議会などによると、同会派では2010～14年度、前払いで受領した政活費から、すし店経営会社と人材派遣会社(神戸市兵庫区など)3社に対し、市民意識調査の委託費などを支払ったとする計約2000万円の虚偽の領収書を作成。政活費の収支報告書に添付して議長に提出し、同額をだまし取った疑いがある。3社は市議会の調査に対し、同会派で支出窓口だった大野・元市議(昨年8月に病死)の依頼で「架空の領収書を発行した」と説明。大野・元市議の死後には、一部が同会派の市議選候補者ら16人に「陣中見舞い」として配られていたことも明らかになり、「裏帳簿」の存在も判明した。市議会は昨年9月、容疑者不詳で県警に告発状を提出。その後、内容について県警と協議を重ね、28日午前、守屋隆司議長が改めて告発状を県警に提出した。

2016年1月29日 読売新聞 朝刊



市民相談受付中!
 いつでも気軽にご相談ください
TEL (078) 739-8889

自由民主党神戸市会議員団 須磨区第2支部
神戸市会議員 むらの誠一事務所
 〒654-0053 神戸市須磨区天神町3丁目2-45
 FAX (078) 739-8887 www.murano.gr.jp